

## 介護予防訪問看護料金表【介護保険】

1単位:10.7円（大和市→5級地）

料金については、次のように区分されます。

（2024.6月改正）

訪問看護費(1回につき)	サービス内容	単位数	ご利用者様負担額			
			1割	2割	3割	
(1)所要時間20分未満の場合	訪問看護Ⅰ 1	303	324円	648円	973円	
(2)所要時間30分未満の場合	訪問看護Ⅰ 2	451	483円	965円	1448円	
(3)所要時間30分以上1時間未満の場合	訪問看護Ⅰ 3	794	850円	1699円	2549円	
(4)所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	訪問看護Ⅰ 4	1090	1166円	2333円	3499円	
理学療法士	① 1回あたり20分	訪問看護Ⅰ 5	284	304円	608円	912円
作業療法士	② 1回あたり40分(①×2回)		588	629円	1,259円	1,888円
言語聴覚士	③ 1回あたり60分(①×3回)		426	456円	912円	1368円
※1日3回以上訪問看護Ⅰ 5を行う場合③、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定 ※理学療法士等の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄 ※理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の介護予防訪問看護を行った場合、所定単位数より1回につき5単位を減算						
(准看護師がサービスを提供する場合は、すべての単位数 × 90%になります。)						

### 加算(月1回)

緊急時訪問看護加算	1か月につき1回算定		574	615円	1229円	1843円
特別管理加算Ⅰ(月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること		500	535円	1070円	1605円
特別管理加算Ⅱ(月1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること		250	268円	535円	803円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定		300	321円	642円	963円
複数名訪問加算 看護師等+看護師等	30分未満	1回につき看護師等、複数名で1人の利用者に訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要	254	272円	544円	816円
	30分以上		402	431円	861円	1291円
初回加算	新規に訪問看護を提供した場合に算定		300	321円	642円	963円
退院時共同指導加算【月1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り】			600	642円	1284円	1926円

≪注意≫緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

### その他の加算に関して

夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます。
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

### 運営規定で定めたその他の費用(利用者負担)

◆エンゼルケア(お別れの処置)	20,000円(税込)
◆通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)	
◆書類等の複写・再発行(1枚 10円) 書類郵送料・衛生材料等は実費請求	